

平成24年9月
警察庁
農林水産省
環境省

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁、農林水産省及び環境省において、平成24年7月20日から同年8月18日までの間、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令案等に対する意見の募集を行ったところ、124件の御意見を頂きました。頂いた御意見並びにこれに対する警察庁、農林水産省及び環境省の考え方を次のとおり公表いたします。

1 意見を募集した命令等の題名

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（平成24年内閣府、農林水産省、環境省令第1号）

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成24年内閣府令第58号）

2 命令等の案を公示した日

平成24年7月20日

3 頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁、農林水産省及び環境省の考え方

頂いた御意見並びに御意見に対する警察庁、農林水産省及び環境省の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ、整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令案を別紙2のとおり修正することとしました。

5 参考

頂いた御意見の総数	124件
（内訳）	
パブリックコメント意見提出フォーム	68件
電子メール	11件

F A X
郵 送

38件
7件

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令案」等に対する御意見並びにこれに対する警察庁、農林水産省及び環境省の考え方について

1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令案関係

(1) 技能講習免除の対象者とすべき者について、

狩猟者登録をした者、有害鳥獣駆除を行っている者等も技能講習免除の対象者とすべきである。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第7条第1項に規定する特定鳥獣保護管理計画に基づき特定鳥獣の数の調整を行っている者も技能講習免除の対象者とすべきである。

射撃練習をした者など射撃実績がある者も技能講習免除の対象者とすべきである。

といった御意見がありました。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第10号）による改正後の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）附則第3条は、「鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者」又は「被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者」（以下「鳥獣被害対策実施隊員等」という。）であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める一定の要件を満たしたものを技能講習免除の対象者とするとしており、技能講習免除の対象者とするためには、これらの鳥獣被害対策実施隊員等に該当する者である必要があると考えています。

(2) 「1年以内に対象鳥獣の捕獲等を1回以上したこと」（第1条第1号及び第2条第1号）という要件については、

指定射撃場において捕獲隊の隊長又は射撃指導員が猟銃の取扱いに関する審査を行い、その審査に合格した者を技能講習免除の対象者とすべきである。

使用した弾数と命中数から判断し、真に技能を持ち合わせている者のみを技能講習免除の対象者とすべきである。

対象鳥獣の捕獲等に年間5～10回以上従事したことを技能講習免除の要件とすべきである。

といった御意見や、

捕獲等を要件とせず、捕獲等に従事したことをもって要件とすべきである。

狩猟者登録や射撃の実績を考慮して有害捕獲隊員を選出しているため、捕獲実績を要件とする必要はない。

銃による止めさし（注１）を行った場合も捕獲実績として認めるべきである。といった御意見がありました。

（注１） わなにかかった鳥獣を確実に捕殺するために銃器を使用してとどめをさすこと。

意見公募を実施した案では、対象鳥獣の捕獲等を１回以上したことを技能講習免除の要件としていましたが、特措法附則第３条の趣旨が鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を推進することにあることを踏まえれば、猟銃を使用して射手として実際に対象鳥獣の捕獲等をした者だけでなく、猟銃を使用して行う捕獲等に勢子（注２）として参加した者や、捕獲等に参加したものの対象鳥獣を捕獲等するに至らなかった者についても、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を推進していると認められることから、このような者も技能講習免除の対象者となるよう変更することとします。

（注２） 主として獲物を追い出す役のこと。

(3) 「鳥獣保護法第９条第８項の従事者として」（第２条第１号）という要件については、

鳥獣保護法第９条第１項に規定する許可を受けて捕獲等を行った者も技能講習免除の対象者とすべきである。といった御意見がありました。

意見公募を実施した案では、鳥獣保護法第９条第８項に規定する従事者として対象鳥獣の捕獲等を行うことを技能講習免除の要件としていましたが、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者の中には同条第１項の許可を受けて対象鳥獣の捕獲等を行っている者もあり、このような者についても、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を推進していると認められることから、このような者も技能講習免除の対象者となるよう変更することとします。

(4) 「３年以内に銃刀法上の指示処分を受けていないこと」（第１条第２号又は第２条第２号）という要件については、

「申請日前３年以内に指示処分を受けていないこと」を「申請日前５年以内に指示処分を受けていないこと」又は「過去に指示処分を受けていないこと」とすべきではないか。といった御意見がありました。

猟銃の所持許可の有効期間は３年であり、申請日前３年以内に指示処分を受けたことがなく、かつ、現に受けるべき事由がないことを確認すれば猟銃を適正に取り扱っていると認められることから、「申請日前３年以内」と規定したものです。

(5) 市町村長による証明書の交付（第3条関係）については、

市町村長の交付する証明書によることなく、捕獲等を行った者の「捕獲記録」のみで捕獲実績を確認すべきである。

技能講習免除の要件に該当していることの証明は、証明書によることなく、従事者証のコピーで足りるとすべきである。

といった御意見がありました。

対象鳥獣の捕獲等に参加したことを確認するためには、自己申告ではなく、市町村長の証明によることが適当であると考えています。また、従事者証（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則様式第2号）は、捕獲等の実績について確認できるものとはなっていません。

なお、証明書の記載事項については、(2)の変更を踏まえ、所要の変更を行います。

また、市町村長による捕獲実績の証明については、

半年に一度程度しか報告を受けていない市町村もあり、未報告の捕獲実績は証明することができない。

市町村は、捕獲に参加したことを証明することはできるが、捕獲者が誰であるかについては証明できない。

ハンターの申告のみで証明することには問題がある。

捕獲実績を同じチーム内でやりとりするようなことが行われないように、捕獲した者の確認を厳格にすべきである。

市町村長が鳥獣被害対策実施隊員の銃の取扱い技術を証明することはできない。といった御意見がありました。

今回の法改正で新たに加えられた特措法第2条の2第1項が「市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、第4条第1項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。」と規定して市町村の役割について定めていることや、技能講習免除の対象者である鳥獣被害対策実施隊員等はいずれも市町村の監督の下に対象鳥獣の捕獲等に従事する者であることに鑑み、対象鳥獣の捕獲等への参加については、市町村において適時適切に把握されるべきものであると考えています。

なお、市町村長による証明書の交付は、市町村長に銃の取扱い技術を証明することを求めているものではありません。

(6) 証明書の様式（第4条関係）については、

事務処理の簡素化のため、証明書の別紙を削除すべきである。

捕獲等に使用した猟銃の種類欄に、猟銃の許可番号も記載させるべきである。

捕獲等に使用した銃は厳密に確認すべきである。

といった御意見がありました。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止を推進していることを確認するためには、対象鳥獣の捕獲等に参加した年月日、場所及び捕獲等の対象とした鳥獣の種類を、また、免除される技能講習の区分を確認するためには、使用した猟銃の種類を把握することが必要不可欠であると考えています。使用した猟銃の種類が分かれば、技能講習を免除する上では、どの猟銃を使用したかについては把握する必要がないことから、銃番号は証明書の記載事項とはしていません。

また、

1年間に捕獲した頭数全てを記載するのでは市町村に過度の負担がかかることとなるため、直近の1、2回を記載すれば足りるのではないかと
といった御意見がありました。

意見公募を実施した案では、過去1年間における対象鳥獣の捕獲等について記載することとしていましたが、直近に参加した捕獲等に係る事項のみが記載されていれば、技能講習免除の対象者に該当するか否かについての判断が可能であることから、捕獲等への参加が複数ある場合は、捕獲等に参加した際に使用した猟銃の種類（ライフル銃・ライフル銃以外の猟銃）ごとに、それぞれ直近に参加した捕獲等に係る事項のみを記載すれば足りるよう変更します。

(7) その他

10月からの狩猟期に入った後は鳥獣保護法第9条第1項の許可を出さない市町村が多く、技能講習に関する経過措置期間終了後間もなく猟銃の所持許可の更新を迎える者が共同命令施行後に対象鳥獣の捕獲等を行おうとしても、申請までの期限が短く捕獲等を行うことができないので、一定期間「有害捕獲隊員への登録」をしただけで技能講習が免除されるようにしてほしい。
といった御意見がありました。

狩猟期においても鳥獣保護法第9条第1項による有害鳥獣捕獲等の許可や同条第8項の規定による従事者証の交付を行うことは可能であり、同法の運用により通年捕獲が可能となるよう市町村に対して働き掛けていくこととします。

また、

特定の団体が「捕獲等証明書」の取得代行業務を行うことがないよう指導すべきである。
といった御意見がありました。この御意見については、今後の参考とさせていただきます。

また、技能講習の免除に関する規定を設けることに否定的な御意見として、

特定鳥獣被害対策実施隊員制度が技能講習逃れのために利用されることを懸念している。

有害鳥獣駆除は、年間を通して実施され、人の生活圏に近い場所で行われることもあり、狩猟と比べてより危険であるので、その従事者を技能講習免除の対象者とすべきでない。

狩猟者の中には技能未熟な者もいる。技能講習は銃の取扱い方法や安全な射撃方法の確認に有効なものであるので、免除を認めてしまうと猟銃による事故が増加するおそれがあり、免除に関する規定を設けるべきでない。

といった御意見がありました。これらの御意見については、今後、猟銃による危害の予防を図るための参考とさせていただきます。

2 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案関係

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案については、

猟銃又は空気銃の所持許可の更新時には写真が必要となる場合もあるので、別表第一の備考欄に説明を記載する必要があるのではないか。

といった御意見がありました。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別表第一は、銃刀法第4条第1項第1号の規定により許可を受けようとする場合、同法第7条の3第1項の規定により許可の更新を受けようとする場合等の申請書に必ず添付しなければならない書類を示したものです。許可の更新の申請の際に写真の提出が必要となるのは、現に有する許可証と引換えに新たな許可証の交付を受ける場合に限られますので（同規則第36条第2項）このことについて別表第一には記載していません。

頂いた御意見等を踏まえた修正箇所について

1 第1条について

(1) 修正後

第一条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）附則第三条第一項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第一項の規定による猟銃の所持の許可の申請又は同法第七条の三第一項の規定による猟銃の所持の許可の更新の申請をする日（以下「許可等申請日」という。）前一年以内に法第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として、法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等（対象鳥獣である鳥類の卵の採取等を除き、当該種類の猟銃を使用して行うものに限る。以下「特定捕獲等」という。）に一回以上参加した者

二 （略）

(2) 意見公募を実施した案

第一条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）附則第三条第一項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第一項の規定による猟銃の所持の許可の申請又は同法第七条の三第一項の規定による猟銃の所持の許可の更新の申請をする日（以下「許可等申請日」という。）前一年以内に法第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として、法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等（対象鳥獣である鳥類の卵の採取等を除き、当該種類の猟銃を使用して行うものに限る。以下「特定捕獲等」という。）を一回以上した者

二 （略）

2 第2条について

(1) 修正後

第二条 法附則第三条第二項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 許可等申請日前一年以内に法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項（法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けて特定捕獲等に一回以上参加し又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第八項（法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する従事者として特定捕獲等に一回以上参加した者

二 （略）

(2) 意見公募を実施した案

第二条 法附則第三条第二項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 許可等申請日前一年以内に法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第八項（法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する従事者として、特定捕獲等を一回以上した者
- 二 （略）

3 第3条について

(1) 修正後

第三条 市町村長は、次に掲げる事項を記載した書面を、第一条第一号又は前条第一号の特定捕獲等に参加した者の求めに応じて交付するものとする。

- 一 特定捕獲等に参加した年月日
- 二 特定捕獲等に参加した場所
- 三 特定捕獲等の対象とした鳥獣の種類
- 四 特定捕獲等に参加した際に使用した猟銃の種類

(2) 意見公募を実施した案

第三条 市町村長は、次に掲げる事項を記載した書面を、第一条第一号又は前条第一号の特定捕獲等をした者の求めに応じて交付するものとする。

- 一 特定捕獲等をした年月日
- 二 特定捕獲等をした場所
- 三 特定捕獲等をした対象鳥獣の種類別の員数
- 四 特定捕獲等に使用した猟銃の種類
- 五 特定捕獲等をした対象鳥獣の処置の概要

4 別記様式について

(1) 修正後

別記様式（第4条関係）

第 号

交付 年 月 日

対 象 鳥 獣 捕 獲 等 参 加 証 明 書

住 所

氏 名 (男・女)

年 月 日生

上記の者は、別紙のとおり鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第 条第1号の特定捕獲等に参加したことを証明する。

市町村長 印

別紙

特定捕獲等に 参加した年月 日	特定捕獲等に 参加した場所	特定捕獲等の 対象とした鳥 獣の種類	特定捕獲等に参加した際に使用し た猟銃の種類
			<u>ライフル銃</u> <u>ライフル銃以外の猟銃</u>
			<u>ライフル銃</u> <u>ライフル銃以外の猟銃</u>

注意事項

この証明書は、過去1年における特定捕獲等への参加について証明するものである。

- 備考
- 1 特定捕獲等に参加した際に使用した猟銃の種類ごとに、それぞれ直近に参加した特定捕獲等に係る事項のみを記載すること。
 - 2 用紙は、洋紙とすること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(2) 意見公募を実施した案
別記様式（第4条関係）

第 号

交付 年 月 日

対 象 鳥 獣 捕 獲 等 証 明 書

住 所

氏 名 (男・女)

年 月 日生

上記の者は、別紙のとおり鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第 条第1号の特定捕獲等をしたことを証明する。

市町村長 印

別紙

<u>特定捕獲等をした年月日</u>	<u>特定捕獲等をした場所</u>	<u>特定捕獲等をした対象鳥獣の種類別の員数</u>	<u>特定捕獲等に使用した猟銃の種類</u>	<u>特定捕獲等をした対象鳥獣の処置の概要</u>

注意事項

この証明書は、過去1年における特定捕獲等について証明するものである。

- 備考
- 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。